

民生委員・児童委員の日です

『広げよう 地域に根ざした 思いやり』

民生委員・児童委員の日、活動強化週間

全国民生委員児童委員連合会では、5月12日を「民生委員・児童委員の日」とし、5月12日から18日までの一週間、民生委員・児童委員の活動を地域のみならず、さまざまに知っていただくための「活動強化週間」として様々な取り組みを進めています。

民生委員・児童委員とは

民生委員は、民生委員法により住民の中から選ばれ、厚生労働大臣が委嘱します。また、児童委員は、児童福祉法によって民生委員が兼ねており、児童福祉問題を専門に担当する主任児童委員もいます。

民生委員・児童委員の役割・活動

民生委員・児童委員は、常に住民の立場にたって、安心して暮らしやすい地域社会をつくるために活動しています。それぞれの委員が担当する地域の中で、生活上の心配ごとの相談や、福祉サービスを利用するためのお手伝いなど、様々な活動に取り組んでいます。

また、近年では、児童虐待の防止や不登校・ひきこもりといった課題にも積極的に対応しています。

町内には現在52名の民生委員・児童委員が活動しています。生活福祉のご心配ごとなどは、お近くの民生委員・児童委員にお気軽ににご相談ください。

問合せ 保健福祉課 ☎47-8007

年金のお知らせ

問合せ 武生年金事務所 Tel. 23-1124
町民税務課 ☎47-8015

平成25年度 国民年金保険料について

◆国民年金保険料

平成25年度の国民年金保険料額は、月額1万5千400円となりました。

(平成25年度の国民年金保険料額は、国民年金法第87条において1万5千820円とされていますが、平成16年度からの物価と賃金の変動に基づく平成25年度の保険料改定率0.951を乗じています。)

◆前納する場合の保険料額等

国民年金保険料を前納する場合の期間及び納付すべき額につきましては、厚生労働省告示により定められました。

現金にて保険料を1年前納すると3千200円割引きとなり、6か月分前納では730円割引きとなります。さらに、口座振替で納付することで現金で納付する場合よりも1年前納の場合580円、6か月分前納では300円割引額が増える大変お得な制度です。

なお、口座振替の引落方法は、

- 1 1年度分の前納(4月～翌年3月分)
- 2 6か月分の前納(上期分、下期分)
- 3 早割

※納付期限よりも1か月早く口座振替

4 毎月(割引なし)

の4種類から自由に選んでお申し込みいただくことができます。

※1年度分の前納は2月末で終了しています。6か月分の前納は8月末までにお申し込み下さい。

平成25年

国民生活基礎調査のお知らせ

平成25年国民生活基礎調査が行われます。(調査基準日6月6日)

この調査は、厚生労働省が毎年実施し、年金や医療、働き方など、国の方針を正しく決める上で参考とするデータを集める重要な調査です。

4月下旬頃から調査員が調査対象となる世帯を訪問します。「日本のこれから」に役立てる調査に、御協力をお願いいたします。

※調査員は福井県知事から任命された地方公務員です。訪問の際には福井県知事の発行した調査員証を携帯していますので御確認ください。

問合せ

福井県丹南健康福祉センター
地域保健課 ☎51-0034
(代表)

